

「働く人の健康づくり推進サポート事業」の委託について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年5月2日

奈良県知事 山下 真

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称 働く人の健康づくり推進サポート事業
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで
- (3) 業務内容 働き盛り世代への健康づくりの推進のため、個々の事業者における健康課題を明確にし、課題に応じた健康づくりに関する取組の提案及び実行支援を行うとともに、各被保険者の健診データ等を地域別・業種別等に分析することで、効果的な介入方法を検討する。
- (4) 委託上限額 7,799,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置の期間中でないこと。
- (3) 次のうち、いずれかの条件を満たしていること。
 - ① 参加申込書の提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q4：検査・分析・調査業務」で登録している者。
 - ② 未だ上記規定による競争入札参加有資格者ではないが、参加申込書の提出時点で、当該契約に対応するとして定めた上記①と同様の営業種目について、現に登録申請中であり、公募型プロポーザル実施要領7（2）の実施日までに登録が完了する者。
- (4) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から同種の業務を受託して誠実に履行した実績を有していること。なお、同種の業務とは、医療・保健分野に係る調査分析業務と事業所に対する健康経営の取組及び実行支援業務を同時又は個別受注し、それぞれ誠実に履行した実績を有していること。

3 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、
県が定める期日までにその補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の提出期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- (6) 一以上の審査項目に記載がないとき。
- (7) 委託料上限額を超える金額の見積書が提出されたとき。
- (8) その他不正な行為があったとき。

4 参加手続等

- (1) 担当部署及び問合せ先
 - ①担当部署：奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課健康長寿係
 - ②問合せ先：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁舎主棟 3 階）
TEL 0742-27-8662（直通）
FAX 0742-22-5510
※平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）
- (2) 公募型プロポーザル実施要領等の配布
 - ①配布期間：令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 27 日（火）まで
 - ②配布方法：「奈良県健康推進課ホームページ」からダウンロード
- (3) その他
詳細は、上記（2）により配布する公募型プロポーザル実施要領のとおり。

5 受託者の選定

上記 4（2）により配布する公募型プロポーザル実施要領のとおり。

6 書類提出期限

- (1) 質問票 令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで
- (2) 参加申込書等 令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時まで
- (3) 企画提案書等 令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで

7 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、
県は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記（7）において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、県との契約者が上記7（1）から（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、県は契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、当該契約者には、県に対する損害賠償義務が生じる。

9 その他

詳細は、上記4（2）により配布する公募型プロポーザル実施要領のとおり。

以上